

自動車リサイクル法について整備すべき政省令の全体像

法第2章：再資源化等の実施 = 使用済自動車等の「モノ」の流れに関する規定

1. 使用済自動車等の引取りに関することについて
2. 関連事業者の行為基準について
3. フロン類回収料金・指定回収料金について
4. 解体業者・破砕業者以外に引渡し可能な者及び全部再資源化認定について
5. 自動車製造業者等の義務について

法第3章：登録及び許可 = 登録・許可の基準と手続き等に関する規定

1. 引取業者・フロン類回収業者の登録について
2. 解体業・破砕業の許可について

法第4章：再資源化預託金等 = リサイクル料金等の「金銭」の流れに関する規定

法第5章：移動報告 = 電子マニフェスト制度等の「情報」の流れに関する規定

1. 引取業者が使用済自動車の引取時に交付する書面について
2. 移動報告（電子マニフェスト制度による報告）の内容及び方法等について
3. 確認通知、都道府県知事等への遅延報告について

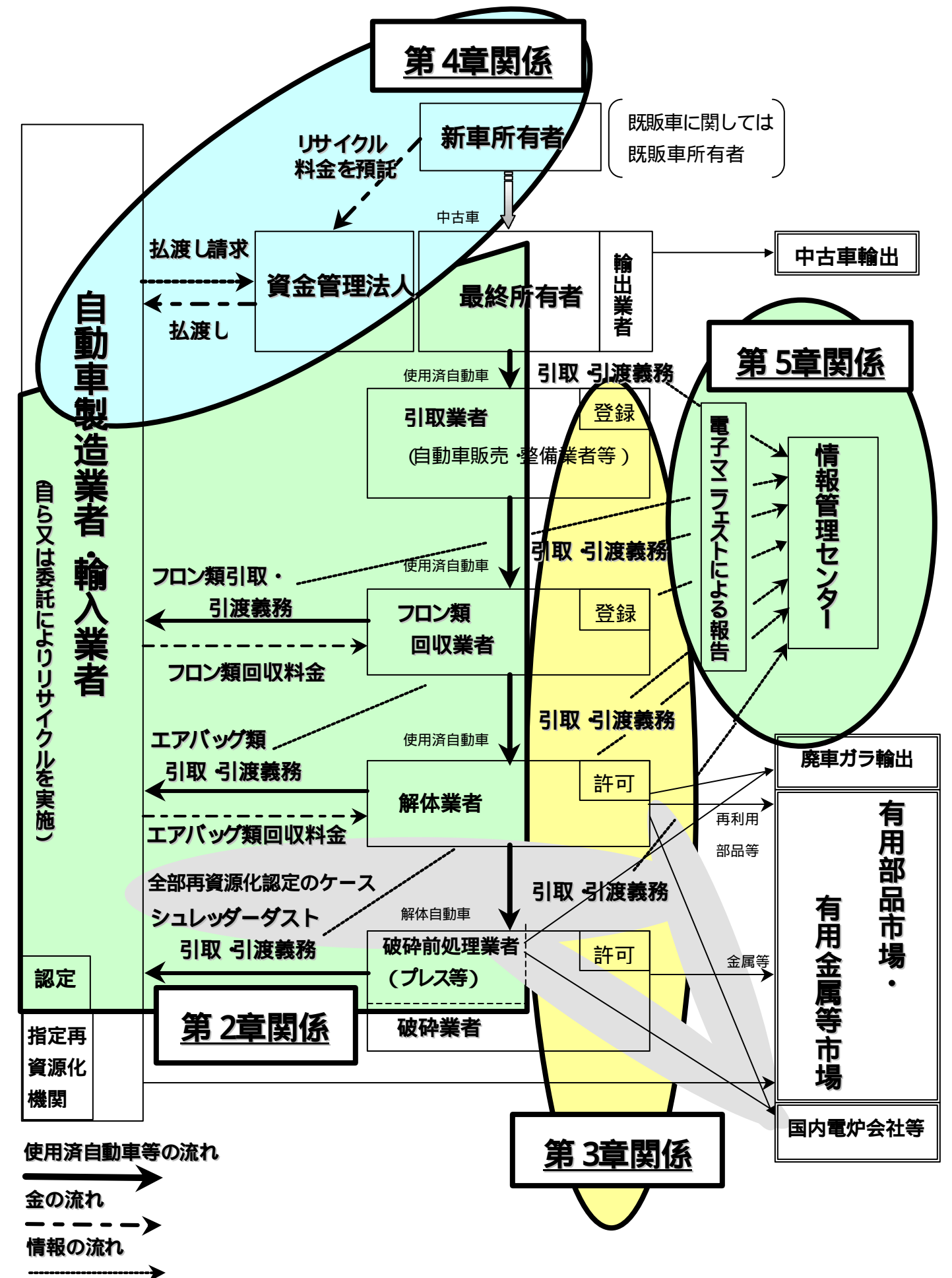
法第6章：指定法人 = 資金管理人、情報管理センター、指定再資源化機関

1. 指定法人の監督に関する規定について
2. 特定再資源化預託金等（剰余金）の取扱いに関する手続等について
3. 離島の定義について

法第7章：雑則

1. 廃棄物処理法の特例に係る規定について
2. 報告徴収・立入検査について

使用済自動車の再資源化等に関する法律の概念図



解体業に係る許可基準等について

許可基準

自動車リサイクル法における規定（法第62条）

その事業の用に供する施設及び解体業許可申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。

解体業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと（以下略）

1. 事業の用に供する施設

（1）使用済自動車を解体するまでの間保管するための施設

解体作業場以外に使用済自動車の保管場所を設ける場合には、外部からの人の侵入を防止することができる囲いが周囲に設けられ、かつ保管区域が明確にされた場所とすること。

【趣旨】

- ・使用済自動車の保管場所への外部からの人の侵入防止及び保管区域の明確化のため、囲いの設置等について定めるものである。

【留意事項】

- ・小規模な解体事業者にみられるように、使用済自動車を引き受けてその都度解体作業場で解体する場合には、解体するまでの間、使用済自動車を保管する場所を解体作業場とは別に設けるには及ばないことから、この規定は適用されない。
- ・囲いの構造、高さ、材質等は規定しないが、外部からの侵入を防止するとの観点から、容易に乗り越え、くぐり抜け、移動し、または倒壊しやすいものであってはならず、出入り口に施錠等が可能なものとする。

- ・事業所全体が外部からの侵入を防止できる囲いで囲われている場合は、使用済自動車の保管場所の周りにそれとは別に囲いを設ける必要はなく、区域が明確にされたものであればよい。

廃油、廃液の漏出のおそれのある使用済自動車を保管しようとする場合は、次の一及び二の要件を満たす保管場所とすること。ただし、保管に先立って当該使用済自動車から廃油及び廃液の抜き取り及び漏出防止措置が確実に行われることが標準作業書により明らかにされている場合にはこの限りではない。

- 一 廃油、廃液の地下浸透を防止するため、床面は鉄筋コンクリートで舗装され又はこれと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- 二 廃油の外部への流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続された排水溝が設けられていること。

【趣旨】

- ・老朽化した使用済自動車や事故にあった使用済自動車の中には廃油及び廃液が漏出のおそれがあるものもある。したがって、これらを保管する際に、あらかじめ廃油、廃液の抜き取りが確実に行われることが標準作業書（後述。「2．解体業許可申請者の能力」参照。）で明らかにされていない場合には、廃油、廃液が漏出した際であっても外部への流出や地下浸透を防止する構造の保管場所とする必要があることから、当該使用済自動車の保管場所の構造を定めるものである。

【留意事項】

- ・廃油、廃液の漏出のおそれのある自動車を、直ちに解体作業場（次の（2）に示す要件を満たす場所）に搬入することで保管場所に代えることもできる。その場合、その旨を標準作業書に明記することが必要となる。
- ・あらかじめ廃油・廃液を適正に抜き取ることが標準作業書に記載されていても、地面に油染みが散見される場合には、床面を鉄筋コンクリート舗装する等の措置を講ずる、又は廃油及び廃液の抜き取り方法を見直すことが必要となる。

- ・床面を鉄筋コンクリート舗装することと同等の措置としては、無筋コンクリートで舗装し、その上に鉄板を敷設する等の措置が考えられる。

(2) 使用済自動車を解体するための施設

燃料抜取場所

解体作業場以外に使用済自動車から燃料を抜取る場所を設ける場合には、次の一及び二の要件を満たす場所とすること。

- 一 燃料の地下浸透を防止するため、床面は鉄筋コンクリートで舗装され又はこれと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- 二 燃料の外部への流出を防止するため、ため枘又はこれと同等以上の効果を有する装置及びこれらに接続された排水溝が設けられていること。

【趣旨】

- ・解体作業を安全かつ環境保全上支障が生じないように行うためには、解体に先立ち燃料の抜き取りを行うことが必要である。
- ・燃料の抜き取り作業は、換気等の観点から地下浸透防止措置等が講じられた解体作業場ではなく屋外で行う場合もある。
- ・燃料の抜き取りにあたっては、燃料をこぼすことがないよう作業を行うことが第一であるが、万が一燃料がこぼれた場合であっても燃料が地下に浸透又は外部に流出することを防止するため、燃料抜き取り場所の構造を定めるものである。

【留意事項】

- ・床面を鉄筋コンクリート舗装することと同等の措置としては、無筋コンクリートで舗装し、その上に鉄板を敷設する等の措置が考えられる。

- ・ガソリン、軽油は、揮発性が高く粘性が低いことから、床面に付着して降雨時等に徐々に流出するというよりは、速やかに床から排水溝、そしてため桝に流入するものと考えられる。そこで、万が一燃料が漏出した場合でも場外への流出を防止するために、こぼれた燃料を速やかに拭き取り、又は降雨の前にため桝から汲み上げておくこと等を標準作業書に記載し、それに則って適正に対処することが必要である。
- ・排水溝に接続するため桝については、必ずしも専用のものを設ける必要はなく、解体作業場の排水を処理するために設けた油水分離装置と共用することも可能であるが、油水分離装置を共有する場合であって、燃料抜取場所に屋根等が設置されていない場合には、そこに降る雨水の量も勘案して油水分離装置の能力を定めることが必要である。
- ・抜き取った燃料については、速やかに自家用車、フォークリフト等のタンクに移しかえて再利用する場合以外は、再資源化（再利用を含む）又は適正処理するまでの間、適切に保管する必要がある。
- ・燃料又は廃油を一定量（指定数量）以上保管する場合には、消防法により、市町村長等の許可を受けた危険物施設以外の場所で貯蔵・取扱いを行ってはならないとされている。また、危険物施設における貯蔵・取扱いの技術上の基準が定められている。
- ・消防法における指定数量は、ガソリン（第1石油類）200リットル以上、軽油等の第2石油類1,000リットル以上、エンジンオイル等の第4石油類6,000リットル以上とされている。また、市町村の条例によって、指定数量の1/5以上から指定数量未満の危険物（例えばガソリンの場合、40リットル以上200リットル未満）に関する技術基準、届出等が定められていることが一般的である。
（なお、以上の消防法に係る内容は、燃料抜取場所以外の危険物貯蔵・取扱場所にも共通するものである。）

解体作業場

以下の一から四の要件を満たす解体作業場を有すること。

- 一 使用済自動車から廃油（ガソリン、軽油等の燃料は除く）、廃液を適正に抜き取ることができる装置を有すること。ただし、適切な時間をかけ手作業により使用済自動車から廃油（燃料は除く）、廃液の抜き取りが確実に行われることが標準作業書により明らかにされている場合にはこの限りでない。
- 二 廃油、廃液の地下浸透を防止するため、床面は鉄筋コンクリートで舗装され又はこれと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- 三 廃油の外部への流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続された排水溝が設けられていること。ただし、解体作業場の構造上、外部に汚水が流出するおそれがなく、かつ、標準作業書により外部への汚水の流出防止措置が講じられる旨明らかにされている場合にはこの限りでない。
- 四 雨水にともなって廃油、廃液が流出することのないよう、屋根、覆いその他雨水が床面にかからないようにするための設備を有すること。ただし、屋根等の設置が著しく困難であり、十分な能力を有する油水分離装置が設けられている等により降雨時でも外部への廃油、廃液の流出がない場合はこの限りでない。

【趣旨】

- ・解体の工程での使用済自動車からの廃油及び廃液の流出を防止するためには、エンジンオイル、トランスミッションオイル、ブレーキオイル、トルクコンバーターオイル等の各種廃油、冷却液等の廃液を早い段階で抜き取ることが必要である。
- ・その際に、廃油、廃液がこぼれないよう作業を行うことが第一であるが、万が一こぼれた場合でも、それが流出又は地下に浸透しないよう解体作業場の構造を定めるものである。

【留意事項】

- ・床面を鉄筋コンクリート舗装するのと同等の措置としては、無筋コンクリートで舗装し、その上に鉄板を敷設する等の措置が考えられる。
- ・必要な舗装の厚さや構造は、作業の内容や利用する重機の重量等に

よって異なることから、ここでは数値は定めないが、実際の作業内容に応じ、容易に破損又は地下浸透の原因となるひび割れを生じないように、構造耐力上安全なものとする必要がある。

- ・三の「解体作業場の構造上、外部に汚水が流出するおそれがな」い構造としては、以下の条件を満たす場合が考えられる。

横殴りの雨でも侵入を防ぐことができる屋根及び壁等が設けられていること

周囲から解体作業場内に水が流れ込まない構造であること

また、標準作業書により「外部への汚水の流出防止措置が講じられる旨」明らかにされているとは、

万一廃油、廃液が床に漏出した場合には布等で速やかに拭き取ること
解体作業場の清掃に水を用いないこと

等が示されている場合が考えられる。

- ・油水分離装置は、流入する汚水の量や水質に応じた十分な能力を有することが必要である。また、油水分離装置で処理する排水の量を減らすことも重要である。
- ・油水分離装置に雨水排水が流入する場合には「構内舗装・排水設計基準（国土交通省官庁営繕部監修）」等を参考に、地域の降水量と敷地の面積等により処理すべき雨水等の量を計算し、その量も勘案した能力とすることが必要である。
- ・解体作業場からの排水は、雨水であっても廃油等を含むことから、外部に出す前に必ず油水分離装置で処理することが必要である。強雨が連続する場合であっても適正に処理を行うためには大規模な油水分離装置が必要となることから、解体作業場に屋根、覆いその他雨水が床面にかからない設備を設けることにより、その発生量を極力減らすことを原則とする。屋根等の設備は、作業を円滑に進めるためにも効果があるものであり、十分な能力を有する油水分離装置を設置すること等により屋根等の設置に代えることができるのは、土地利用規制等により屋根等の設置が著しく困難な場合に限られ、経済的な理由によっては屋根等の設置が著しく困難とは認められない。

- ・また、敷地外部から流入する雨水等については、油水分離装置で処理する必要はないので、敷地周囲に排水溝を設置すること等により、油水分離装置へ流入しないようにする工夫も必要である。
- ・油水分離装置の機能を十分に発揮させるためには、適切な管理を行うことが重要であり、具体的な管理の方法については標準作業書に記載し、それに則って適正に管理を行うことが必要である。
- ・なお、市街化調整区域において、建築物の建築等を目的とした開発行為は都市計画法により許可が必要とされているが、都市計画法第34条第10号口等に基づき、都道府県知事等により開発の許可がなされる場合がある。その運用については、国土交通省より地方公共団体の開発許可部局に示されている「開発許可制度運用指針（平成13年5月2日国総民第9号）」において、画一的な運用ではなく条例や審査基準の制定等を通じて、地域の実情等に応じた運用を行うことが必要であることとされているので、市街化調整区域における屋根等の設置については、解体業の許可権者は開発許可担当部局とも十分調整しつつ適切に判断することが必要である。

取り外した部品を保管するための設備

解体作業場以外の場所で、取り外した部品のうち廃油、廃液が漏出するおそれのあるものを保管しようとする場合は、次の一及び二の要件を満たす保管場所とすること。ただし、保管に先立って当該部品からの漏出防止対策が確実に行われることが標準作業書により明らかにされている場合にはこの限りではない。

- 一 廃油、廃液の地下浸透を防止するため、底面は鉄筋コンクリートで舗装され又はこれと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- 二 雨水にともなって廃油、廃液が流出することのないよう、屋根、覆いその他雨水が当該部品にかからないようにするための設備を有すること。

【趣旨】

- ・廃油が付着した部品や鉛蓄電池から廃油、廃液が漏出し、降雨にさらされることにより地下浸透又は外部に流出することを防止するために、これら部品の保管場所の構造を定めるものである。

【留意事項】

- ・保管設備としては、床面を鉄筋コンクリート舗装等した専用の倉庫が考えられるが、例えば使用済トラックから取り外した幌付き荷台や、屋根がある場所に備え付けた鋼製の受け皿等であっても、十分な地下浸透防止機能が確認されているものであれば、これを使用してもよい。
- ・保管に先立ち部品の外部に付着した油分を十分に拭き取るとともに、開口部を閉じる等の措置を講じることにより廃油が外部に流出することがないことが標準作業書により明らかにされている部品については、必ずしも上記の保管場所に保管する必要はない。

(3) 解体自動車を保管するための施設

解体作業場以外に解体自動車の保管場所を設ける場合には、外部からの人の侵入を防止することができる囲いが周囲に設けられ、かつ保管区域が明確にされた場所とすること。

【趣旨】

- ・解体自動車の保管場所についても使用済自動車の保管場所と同様の趣旨から、囲いの設置等について定めるものである。

【留意事項】

< 使用済自動車の保管場所と同様 >

2. 解体業許可申請者の能力

次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。

イ 使用済自動車及び解体自動車の保管の方法

- ロ 廃油、廃液の抜き取り、外部への流出防止及び保管の方法
- ハ 解体の方法（指定回収物品及び再資源化基準に基づき回収すべき物品の回収方法を含む）
- ニ 油水分離装置、ため桝の管理の方法（当該装置を設置する場合に限る）
- ホ 解体に伴い発生する廃棄物の処理の方法
- ヘ 取り外した部品等の保管の方法
- ト 使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法
- チ 解体業の用に供する施設の保守・点検
- リ 火災予防上の措置

【趣旨】

- ・業許可申請者が、保管、解体等を行う際の標準的な作業手順、留意すべき事項等を標準作業書として作成、常備し、解体・保管・運搬等の作業に従事する者に周知していることにより、当該申請者が環境保全上及び資源の有効利用上必要な配慮を払い、解体業を的確に実施する能力を有することを判断しようとするものである。

【留意事項】

- ・標準作業書には、解体作業が環境保全上及び資源の有効利用上必要な配慮を払って行うことが示されていることが必要であり、上記項目毎に具体的に記載する。その際、廃棄物処理法、消防法など解体業を実施していく上で守るべき他法令の規制等についても、事業を円滑に進める上で必要であることから、関連する事項に含めて記載するものとする。
- ・標準作業書の作成に当たっては、手続の円滑化のため、実際の作業工程の写真等を添付することによって文章による詳細な説明の一部に代えることも考えられる。
- ・実際の解体作業手順等は、解体の対象となる車種、解体以降の再資源化方法、当該解体事業場の設備等により多様であることから、標準作業書の作成は、実際の作業内容を踏まえたものとし、形式化することがないよう十分留意すること。また、作業工程の改善及び標準作業書の見直しを随時行うこと。

- ・環境保全上良好な解体工程については、行政機関や個々の事業者が積極的に情報を発信する（例えば、事業者がホームページに掲載するなど）とともに、解体業者の団体や自動車製造業者等において解体の方法について検討し、研修会の開催等を通じてその成果を普及していくことが望ましい。標準作業書の作成及び見直しにあたりこれらの情報が活用され、より高いレベルの解体が促進されることが期待される。

事業計画書又は収支見積書から見て使用済自動車の解体業を継続できないことが明らかでないこと。

【趣旨】

- ・明らかに業を継続していくことが困難な事業者ではないことを、事業計画書等によって確認するものである。

【留意事項】

- ・事業計画書は、解体実績（使用済自動車の引取り及び解体台数、解体自動車の引渡台数、保管量等）についても含めて記述したものとする。
- ・使用済自動車や解体自動車を不適正に大量に保管している実態が明らかであり、当該使用済自動車等の撤去が事業計画書の中で示されない場合、又は収支見積書により当該使用済自動車等の撤去を行うための資金的な目途が立たない場合には、解体業を継続できないものと認められる。

再資源化基準

自動車リサイクル法における規定（法第16条）

解体業者は、その引き取った使用済自動車の解体を行うときは、当該使用済自動車から有用な部品を分離して部品その他製品の一部として利用することができる状態にすることその他の当該使用済自動車の再資源化を行わなければならない。

前項の再資源化は、解体業者による使用済自動車の再資源化に関する基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

(1) 保管の方法

部品その他製品の一部として利用することができる有用な部品を回収できる使用済自動車については、当該有用な部品が破損し、又はその取り外しに支障が生ずることのないよう適正に保管するよう努めること。

【趣旨】

- ・使用済自動車を山積みにして保管する等の不適正な保管により、有用な部品が破損したり、取り外しに支障が生ずることのないようにすることにより、部品等の円滑な再資源化を推進しようとするものである。

【留意事項等】

- ・具体的な保管方法としては、多段積みを行う場合にはラックを用いる等の方法が考えられる。

* 使用済自動車は、廃棄物処理法上の廃棄物として取り扱われることとされているため、保管の数量、保管時の高さについては廃棄物処理法に基づく基準が適用されることとなるが、これらについては使用済自動車の特性を踏まえて別途検討を行う。

(2) 解体の方法

部品や素材として再資源化できる部品や部材については、技術的かつ経済的に可能な範囲で分別回収するよう努めること。

取り外した部品や部材については、再資源化されるまでの間、適正に保管するよう努めること。

【趣旨】

- ・有用な部品、部材の再資源化を推進しようとするものである。

【留意事項】

- ・解体時に部品や部材を分別回収することは、それらの再利用や素材としての利用を推進するために有効な方法である。
- ・「技術的かつ経済的に可能な範囲で分別回収する」とは、回収された

部品の再資源化及び利用の現状等も勘案しつつ、可能な限り分別回収を推進しようとするものである。

鉛蓄電池、タイヤ、廃油、廃液及び蛍光管を分別回収するとともに、技術的かつ経済的に可能な範囲で再資源化を自ら実施する又は実施できる者に引き渡すこと。

【趣旨】

- ・ 有用な資源の回収、解体以降の工程における円滑な再資源化を促進しようとするものである。

【留意事項】

- ・ 鉛蓄電池、タイヤ、廃油、廃液、蛍光管（大型バス等の室内照明器具に使用されているもの）については、解体の工程で分別回収を行うことが資源の有効利用を推進する上で効果的である。
- ・ また、これらを解体工程で回収しない場合には、鉄製の部品等と異なりその後の破砕工程等において再資源化することが困難であるだけでなく、自動車破砕残さの量を増加させ、また、これらが自動車破砕残さの中に混入し、自動車破砕残さのリサイクルが困難なものとなることから、解体工程以降での再資源化を促進するためにも、これらの部品等については分別回収を行うこととする。
- ・ なお、分別回収した部品等を技術的、経済的な理由で再資源化しない場合には、廃棄物処理法に則って適正に処分する必要がある。
- ・ 「廃油、廃液の分別回収」とは、
 - ・ 使用済自動車から廃油、廃液を適正に抜き取ることができる装置を用いて十分に抜き取ること又は、
 - ・ 適切な時間をかけ手作業により使用済自動車から廃油、廃液を十分に抜き取ることであり、標準作業書に具体的な方法や用いる装置について記載することとなる。

破砕業に係る許可基準等について

許可基準

自動車リサイクル法における規定（法第69条）

その事業の用に供する施設及び破砕業許可申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。

破砕業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと（以下略）

1．事業の用に供する施設

（1）解体自動車を破砕前処理又は破砕するまでの間保管するための施設

外部からの人の侵入を防止することができる囲いが周囲に設けられ、かつ保管区域が明確にされた解体自動車の保管場所を有すること。

【趣旨】

- ・解体自動車の保管場所への外部からの人の侵入防止及び保管区域の明確化のため、囲いの設置等について定めるものである。

【留意事項】

- ・囲いの構造、高さ、材質等は規定しないが、外部からの侵入を防止するとの観点から、容易に乗り越え、くぐり抜け、移動し、または倒壊しやすいものであってはならず、出入り口に施錠等が可能なものとする。
- ・事業所全体が外部からの侵入を防止できる囲いで囲われている場合は、解体自動車の保管場所の周りにそれとは別に囲いを設ける必要はなく、区域が明確にできるものであればよい。

(2) 解体自動車を破砕又は破砕前処理するための施設

破砕施設

当該施設が廃棄物処理法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設である場合には、この規定による許可（第 15 条の 2 の 4 第 1 項の許可を受けた場合にあつては、この規定による許可）を受けている施設であることとし、その他の場合にあつては、生活環境保全の支障が生じないように、廃棄物の飛散・流出防止、騒音・振動の発生防止等の必要な措置を講じた施設であること。

【趣旨】

- ・解体自動車の破砕を行う者が、生活環境保全上支障がない形で解体自動車の破砕を行うことが可能な施設を有していることを担保するものである。

【留意事項】

- ・自動車リサイクル法では解体自動車は廃棄物として扱うこととされており、その材質等から見て産業廃棄物に該当する。解体自動車の破砕に用いられる施設は、通常 1 日当たりの処理能力が 5 トン以上の規模であり、廃棄物処理法に基づき都道府県知事等の許可が必要な産業廃棄物処理施設である。

都道府県知事等が廃棄物処理法上の施設設置許可をする際には、当該施設が構造基準に適合していることを確認していることから、当該設置許可を受けた破砕施設については、既に環境保全上適正な処理を行うことが担保された施設であるといえる。

破砕業の許可の審査にあたっては、許可証の写しの添付等により申請書類の簡素化を図ることが可能と考えられる。

- ・一方、破砕施設の 1 日当たりの処理能力が 5 トン未満の場合には、廃棄物処理法第 15 条第 1 項に基づく都道府県知事の許可は必要とはされないが、当該施設での破砕処理について廃棄物処理法の処理基準が適用されることから、処理基準を遵守できるよう、廃棄物の飛散・流出、悪臭・騒音・振動の発生等の生活環境保全上の支障が生じないような措置を講じた施設であることが必要である。

破碎前処理施設

解体自動車の圧縮又はせん断を業として行う場合には、生活環境保全の支障が生じないように、廃棄物の飛散・流出防止、騒音・振動の発生防止等の必要な措置を講じた解体自動車の圧縮又はせん断施設を有すること。

【趣旨】

- ・解体自動車の圧縮又はせん断を行う業者が、生活環境保全上支障がない形で解体自動車の圧縮又はせん断を行うことが可能な施設を有していることを担保するものである。

【留意事項】

- ・解体自動車の圧縮又はせん断施設は、一般に廃棄物処理法に基づく都道府県知事等の許可が必要な産業廃棄物処理施設には該当しないが、当該施設での圧縮又はせん断について廃棄物処理法の処理基準が適用されることから、処理基準を遵守できるよう、廃棄物の飛散・流出、悪臭・騒音・振動の発生等の生活環境保全上の支障が生じないような措置を講じた施設であることが必要である。
- ・圧縮又はせん断施設としては、据え付け型のものに加えて、圧縮又はせん断が可能な重機といった可動型のものや廃車プレス車といった移動型のものがある。
- ・可動型の施設については、解体自動車の圧縮又はせん断作業を行う事業所内で適切に運営管理されているかどうかを確認する必要がある。
- ・また、移動型の施設については、解体自動車の圧縮又はせん断作業を行う場所において環境保全上支障が生じないことに加えて、移動途中における廃油の飛散・流出等環境保全上の支障の発生が防止できる施設であることが必要である。

(3) 自動車破碎残さの保管施設

以下の一から四の要件を満たし、十分な容量を持つ自動車破碎残さの保管施設を有すること。

- 一 汚水の地下浸透を防止するため、床面は鉄筋コンクリートで舗装され又はこれと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- 二 自動車破碎残さ自体から汚水が生じ、外部に流出するおそれがある場合には、公共の水域の汚染を防止することができる十分な処理能力を有する排水処理施設及びこれに接続された排水溝が設けられていること。
- 三 屋根、覆いその他雨水が自動車破碎残さにかからないようにするための設備を有すること。ただし、公共の水域の汚染を防止することができる十分な処理能力を有する排水処理施設及び排水溝が設けられている等により降雨時でも外部への汚水の流出がない場合はこの限りではない。
- 四 自動車破碎残さが飛散又は流出することを防止するため、側壁その他の設備を有すること。

【趣旨】

- ・自動車破碎残さの保管に伴って発生する汚水の外部への流出及び地下浸透を防止するため、及び自動車破碎残さの飛散・流出を防止するため、自動車破碎残さの保管場所の構造を定めるものである。

【留意事項】

- ・排水処理施設の能力は、自動車破碎残さの保管に伴って発生する汚水の水量や水質に応じた十分な能力を要するものが必要である。
- ・「自動車破碎残さ自体から汚水が生じ」る場合としては、湿式の破碎施設で発生する自動車破碎残さである場合が考えられる。
なお、発生する汚水を回収し循環使用している場合があるが、これは、「外部に流出するおそれがある場合」に該当しないと考えられる。
- ・降雨時に発生する汚水を処理する排水処理施設については、「構内舗装・排水設計基準（国土交通省官庁営繕部監修）」等を参考に地域の降水量と敷地の面積等により処理すべき水量を計算することが必要である。
- ・「側壁その他の設備」としては、コンテナ等が考えられる。
- ・また、一般に自動車破碎残さは発火のおそれがあることから、適切な火災予防にも配慮する必要がある。

(4) 圧縮又はせん断した解体自動車を保管するための施設

圧縮又はせん断した解体自動車の保管を行おうとする場合には、外部からの人の侵入を防止することができる囲いが周囲に設けられ、保管区域が明確にされた解体自動車の保管の場所とすること。

【趣旨】

- ・圧縮又はせん断した解体自動車の保管場所への外部からの人の侵入防止及び保管区域の明確化のため、囲いの設置等について定めるものである。

【留意事項】

- ・圧縮又はせん断された解体自動車を専用に保管する場所を設けることが原則であるが、解体自動車以外のものが混入しないよう明確に区分管理することができる場合には、他のものの保管場所と共用することは可能である。

2. 破砕業許可申請者の能力

次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。

- イ 解体自動車の保管の方法
- ロ 解体自動車の破砕の方法（破砕前処理を業とする場合には解体自動車の圧縮又はせん断の方法）
- ハ 排水処理施設の管理の方法（当該施設を設置する場合に限る。）
- ニ 自動車破砕残さの保管の方法（破砕前処理を業とする場合には圧縮又はせん断した解体自動車の保管の方法）
- ホ 解体自動車及び自動車破砕残さの運搬の方法
- ヘ 破砕業の用に供する施設の保守点検
- ト 火災予防上の措置

【趣旨】

- ・業許可申請者が、破砕又は破砕前処理を行う際の標準的な作業手順、留意

すべき事項等を標準作業書として作成、常備し、破砕（破砕前処理を業とする場合には圧縮又はせん断）・保管・運搬等の作業に従事する者に周知していることにより、当該申請者が環境保全上及び資源の有効利用上必要な配慮を払い、破砕業を的確に実施する能力を有することを判断しようとするものである。

【留意事項】

- ・標準作業書には、破砕作業が環境保全上及び資源の有効利用上必要な配慮を払って行うことが示されていることが必要であり、上記項目毎に具体的に記載する。その際、廃棄物処理法、消防法など破砕作業を実施していく上で守るべき他法令の規制等についても、事業を円滑に進める上で必要であることから、関連する事項に含めて記載するものとする。
- ・標準作業書の作成に当たっては、手続の円滑化のため、実際の作業工程の写真等を添付することによって文書による詳細な説明の一部に代えることも考えられる。
- ・実際の破砕作業手順等は、破砕に用いる施設等により多様であることから、標準作業書の作成は、実際の作業内容を踏まえたものとし、形式化することがないように十分留意すること。また、作業工程の改善及び標準作業書の見直しを随時行うこと。
- ・環境保全上良好な破砕工程については、個々の事業者や行政機関が積極的に情報を発信する（例えば、事業者がホームページに掲載するなど）とともに、破砕業者の団体等において破砕の方法について検討し、研修会の開催等を通じてその成果を普及していくことが望ましい。標準作業書の作成及び見直しにあたりこれらの情報が活用され、より高いレベルの破砕が促進されることが期待される。

事業計画書又は収支見積書から見て解体自動車の破砕（破砕前処理を業

とする場合には解体自動車の圧縮又はせん断)を継続できないことが明らかでないこと。

【趣旨】

- ・明らかに業を継続していくことが困難な事業者ではないことを、事業計画書等によって確認するものである。

【留意事項】

- ・事業計画書は、破碎実績（解体自動車の引取り及び破碎の台数、自動車破碎残さの処分量及び保管量等）についても含めて記述したものとする。
- ・解体自動車や自動車破碎残さを不適正に大量に保管している実態が明らかであり、当該自動車破碎残さ等の撤去が事業計画の中で示されない場合、又は収支見積書により当該自動車破碎残さ等の撤去を行うための資金的な目途が立たない場合には、破碎業を継続できないものと認められる。

再資源化基準

自動車リサイクル法における規定（法第18条）

(1) 破碎業者による解体自動車の再資源化に関する基準

破碎業者は、その引き取った解体自動車の破碎を行うときは、当該解体自動車から有用な金属を分離して原材料として利用することができる状態にすることその他の当該解体自動車の再資源化を行わなければならない。

前項の再資源化は、破碎業者による解体自動車の再資源化に関する基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

(2) 破碎業者による解体自動車の再資源化を促進するための破碎前処理に関する基準

破碎前処理業者は、その引き取った解体自動車の破碎前処理を行うときは、破碎業者による解体自動車の再資源化を促進するための破碎前処理に関する基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

1 . 破碎業者による解体自動車の再資源化

解体自動車の破砕を行うときは、鉄、アルミニウムその他の金属類については、技術的かつ経済的に可能な範囲で回収するよう努めること。

自動車破砕残さが他の物の破砕残さと混合しないように、解体自動車の破砕を行うこと。

【趣旨】

- ・ 有用な金属類及び自動車破砕残さの再資源化を促進しようとするものである。

【留意事項】

- ・ 破砕施設を廃家電製品や廃自動販売機といった解体自動車以外の物の破砕に併用する場合には、破砕をする際に区分して破砕することが必要である。その際の破砕施設の運転管理の方法等については標準作業書に記載しておくこととする。

2 . 破砕業者による解体自動車の再資源化を促進するための破砕前処理

解体自動車以外のものを混入させないこと。

【趣旨】

- ・ 圧縮又はせん断された解体自動車は、鉄等の金属を回収するために破砕施設や電炉、転炉へ投入されたり、金属資源として輸出されている。破砕施設等での再資源化を阻害するおそれがある生活ゴミ等解体自動車以外のものの混入を防止し、解体自動車の再資源化を促進しようとするものである。

特定再資源化等物品関係検討タスクフォース/小委員会 合同会議報告書のポイント

・ A S R のリサイクル率について

【 1 . 前 提 】

使用済自動車全体のリサイクル率は、既にマテリアルリサイクルで 8 0 % 程度まで達している状況。

さらなるリサイクル率向上のために、自動車リサイクル法の規定に基づいて自動車製造業者等が達成すべき A S R のリサイクル率を検討するに際しては、以下の理由から、マテリアルリサイクルとサーマルリサイクルの双方の要素を踏まえたものとするのが適当。

(理由)

- ・ A S R は、金属等の資源を回収した後の最終残さであるため、マテリアルリサイクルが本来的に容易ではなく、最終処分量の極小化を図り廃棄物処分場の逼迫問題等の解消に資するためには、サーマルリサイクルを相当程度位置付けることが必要不可欠。
- ・ 現在稼働中又は稼働予定である A S R リサイクル技術・施設のうち主要なものは、いずれも A S R 中の可燃物たる有機物からの電力・熱・可燃ガス等のエネルギー回収（利用）と金属・スラグ等のマテリアル回収の双方を組み合わせた複合的なものとなっている。

【 2 . A S R リサイクル率の計算方法 】

各施設における物質・エネルギーの投入と回収の比率である「 A S R 投入施設活用率」の考え方に基づいて、施設のリサイクル性を評価。

一定レベル(0 . 4 0)以上のものを A S R リサイクル率を計算するにあたって組入れ可能な施設とする。

$$A S R \text{ 投入施設活用率} = \frac{\text{回収エネルギーのASR換算重量合計} + \text{回収マテリアル重量合計}}{\text{投入可燃分等のASR換算重量合計} + \text{投入灰分の重量合計}} \quad 0 . 4 0$$

各施設への投入物例： A S R、他の廃棄物、鉱石、化石燃料、石灰石
 回収例：金属、溶融スラグ、回収電力、回収熱、回収ガス

各施設におけるマテリアルリサイクルとサーマルリサイクルの双方を加味して評価することが可能となるよう、エネルギーを A S R 重量に換算して評価。

以下の算式で、自動車製造業者等は毎年度 A S R リサイクル率を計算。

$$\text{A S R リサイクル率} = \frac{\left(\text{ASR投入施設活用率を満たす} \frac{\text{当該施設から排出される残さ重量}}{\text{施設への投入ASR重量}} \right) + \left(\frac{\text{31条認定を前提に電炉等投入した廃車ガラ中のA S R相当重量}}{\text{電炉等から排出される残さ重量}} \right)}{\text{自動車製造業者等が引き取ったA S R重量} + \text{31条認定を前提に電炉等投入した廃車ガラ中のA S R相当重量}}$$

(いずれも年度毎まとめたの重量)

「残さ」とは、リサイクル施設又は電炉等から排出された後、埋立や単純焼却により処理されたものを指す。

全部再資源化（31条）認定のケース（自動車製造業者等が解体業者等に委託してA S Rを生じさせない方法で解体自動車（廃車ガラ）を国内においてリサイクル・処理（自動車製造業者等が解体業者等に精緻な解体等の実施を委託し、電炉・転炉に廃車ガラを投入する場合を想定）することを主務大臣が認定したもの）についても、A S Rリサイクル率の算定にあたって位置付ける。

【3 . A S R リサイクル率が満たすべき水準】

自動車製造業者等が達成すべき A S R リサイクル率の水準は、「使用済み自動車リサイクル・イニシアティブ（平成9年策定）」における「2015年以降使用済み自動車全体のリサイクル率95%」との目標（EU廃車指令等の目標水準と同レベル）を十分に満たすものとなるよう、以下のとおり設定。

A S R リサイクル施設の整備に要する準備期間を考慮し、2015年度に向けて段階的に引き上げを行う。

	A S R リサイクル率
2005年度以降	30%以上
2010年度以降	50%以上
2015年度以降	70%以上

. エアバッグ類について

エアバッグ類の適正処理・再資源化の方法として、取外し回収して一定の施設に集めて作動処理する方法に加え、解体業者において車上作動処理（使用済み自動車に搭載されたままの状態での作動処理）する方法についても位置付け。

自動車製造業者等が達成すべきエアバッグ類のリサイクル率の水準は、その金属組成を考慮して、毎年度85%以上（重量ベース）とする。

道路運送車両法の一部を改正する法律概要

(抹消登録制度等の改正部分)

I . 骨子

自動車の登録制度等について、使用済自動車のリサイクル促進及び不法投棄防止の観点から、使用済自動車の再資源化等に関する法律の制定に合わせ、同法による自動車リサイクルシステムと関連付け、一貫した仕組みに改めた。

II . 改正概要

自動車のリサイクル促進及び不法投棄防止のための改正

解体に係る抹消登録等の整備

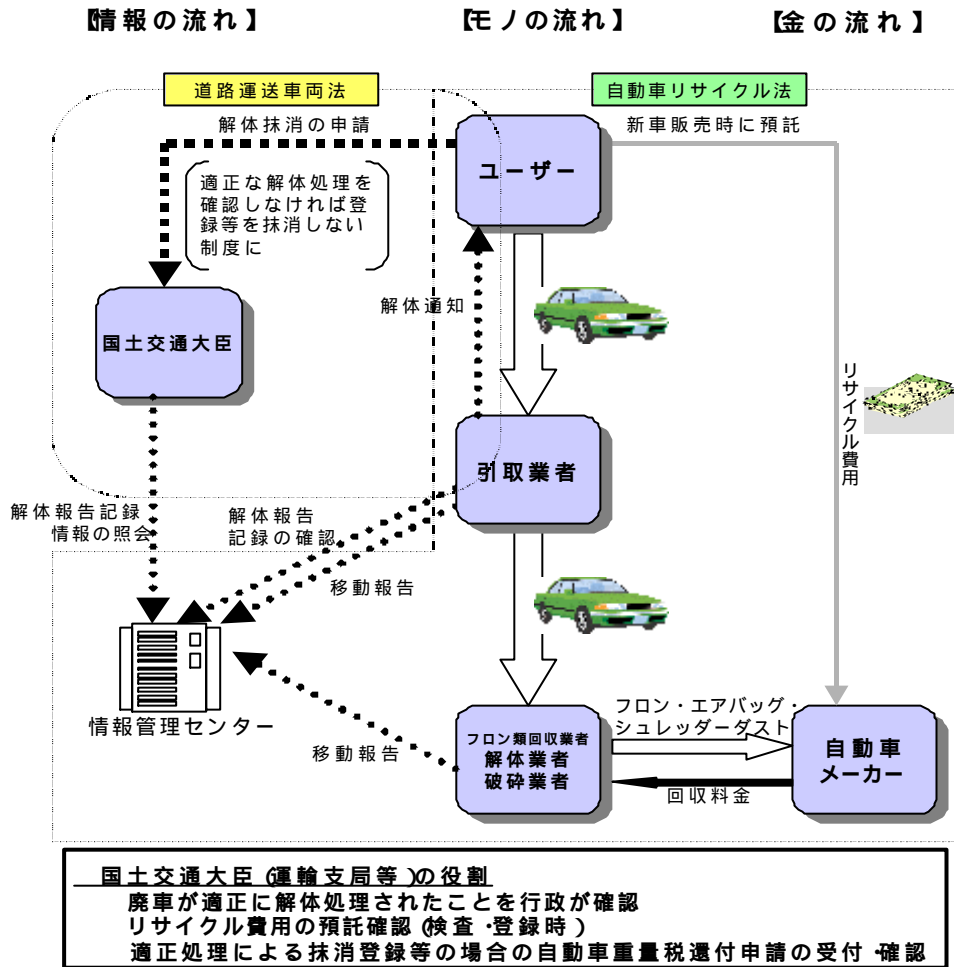
自動車リサイクル促進等の観点から、永久抹消登録等については、使用済自動車及使用済自動車の再資源化等に関する法律の枠組みに従って適正に解体処理されたことを踏まえて行うこととするとともに、これらの手続が確実に行われるよう自動車の使用実態の把握を適切に行うこととした。

輸出に係る抹消登録等の整備

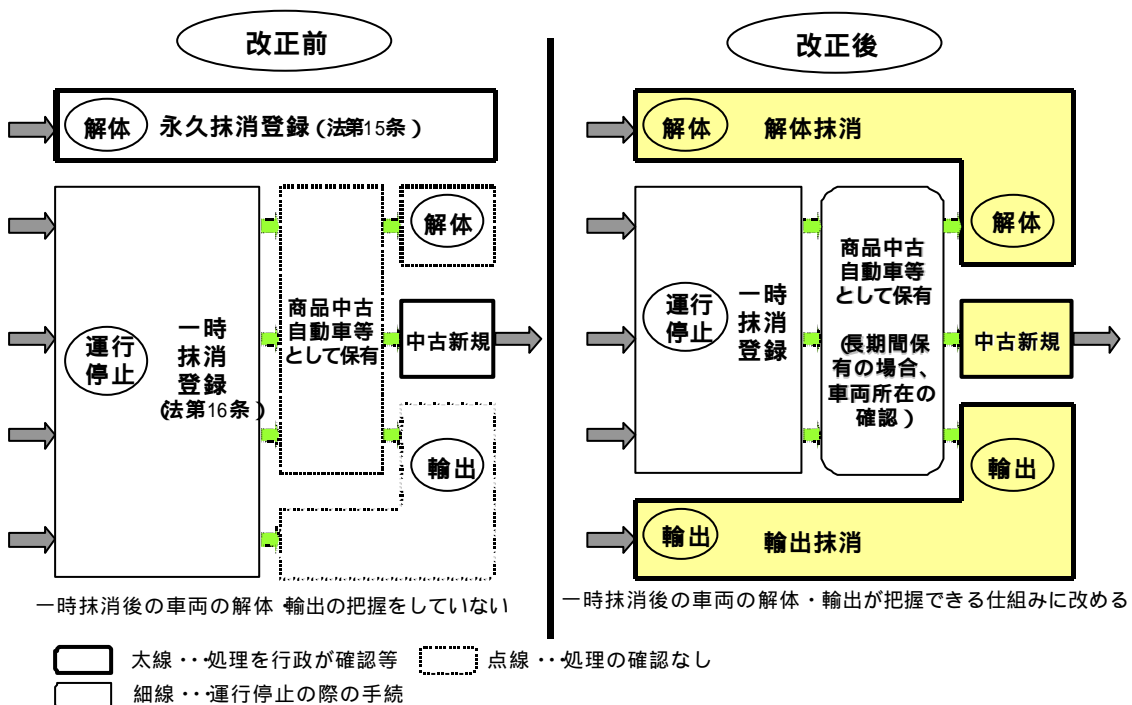
使用済自動車の実態を踏まえ、これまで明記されていなかった輸出を事由とする抹消登録等の規定を整備した。

自動車のリサイクルの促進と不法投棄防止のための抹消登録制度等の改正

1.新しい自動車リサイクルの仕組み



2.抹消登録制度の改正



道路運送車両法の一部を改正する法律（抹消登録等関係部分）

1 登録自動車の所有者は、使用済自動車の解体に係る永久抹消登録の申請をするときは、当該自動車在使用済自動車の再資源化等に関する法律に規定する手続により解体されたことが確認できる事項を明らかにしなければならぬこととする。

（第十五条関係）

2 登録自動車の輸出については、所有者が輸出をする時までに輸出抹消仮登録を受けなければならないこととし、国土交通大臣が当該自動車の輸出の事実を税関長から確認したときに輸出抹消登録をするものとする。

（第十五条の二関係）

3 一時抹消登録を受けた自動車の解体等又は輸出については、所有者が国土交通大臣に届け出なければならぬこととし、この場合においては、登録自動車に係る前記1及び2に準じた手続をとることとする。

（第十六条関係）

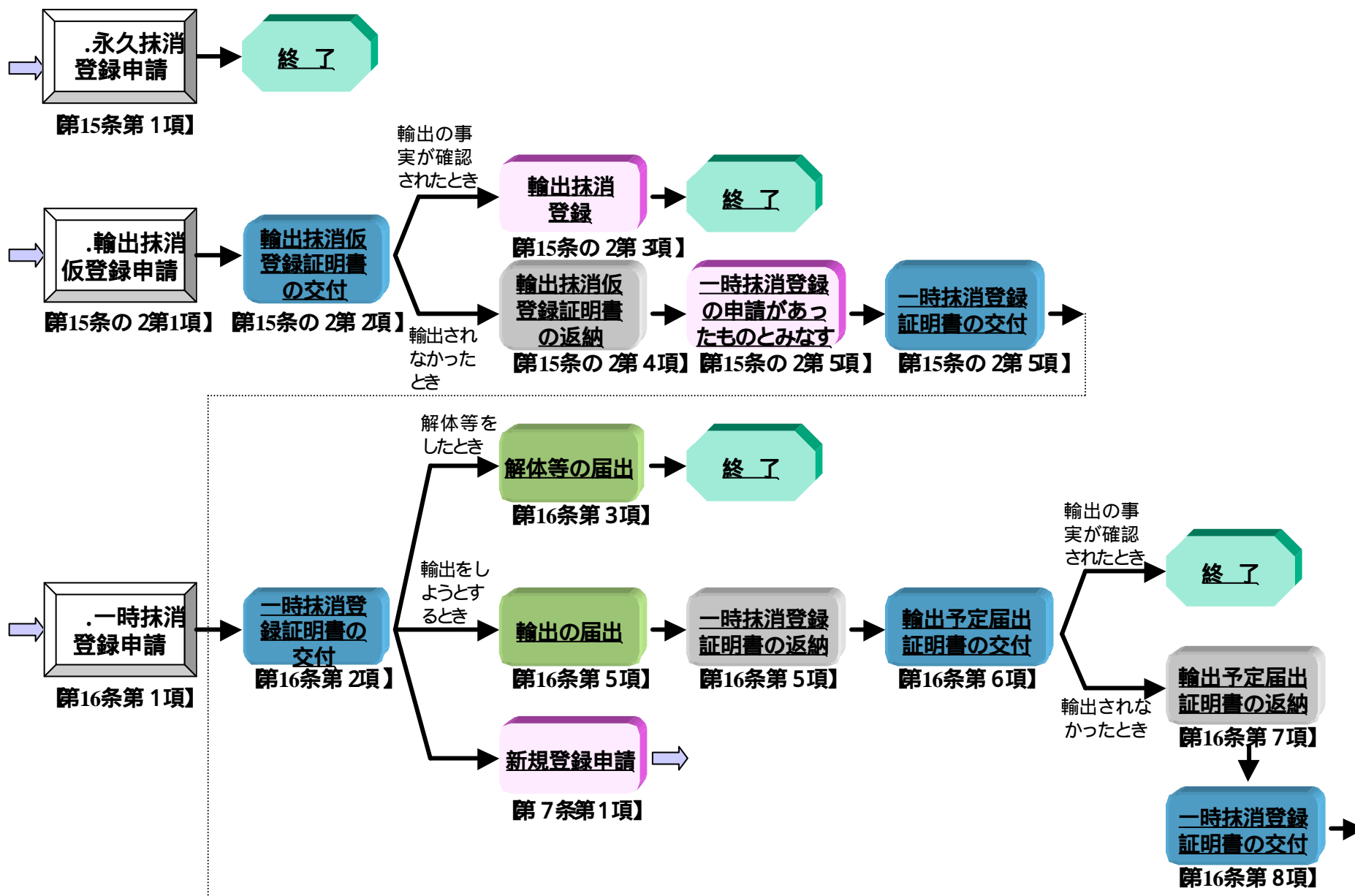
4 国土交通大臣は、前記3の届出があつた旨を自動車登録ファイルに記録するとともに、一定の場合に当該届出をなすべき旨の催告その他自動車登録ファイルの正確な記録を確保するための措置を講ずることができるとすること。

（第十七条及び第十八条関係）

5 検査対象軽自動車等の解体等又は輸出については、所有者が国土交通大臣に届け出なければならぬこととし、この場合においては、登録自動車に係る前記1、2及び4に準じた手続をとることとする。

（第六十九条の二及び第六十九条の三関係）

改正後の抹消登録制度に係る流れ



電子マニフェスト（移動報告）制度の概要 ～自動車リサイクル法において規定されている内容～

1. 制度の意義

現時点においても、使用済自動車のうち産業廃棄物であるものについては廃棄物処理法における管理票制度の対象となっており、その他の使用済自動車についても自主的取組みとして自動車管理票制度が存在するところであるが、当該制度は主として紙媒体の制度。

新たな自動車リサイクルシステムにおいても同様に紙媒体の管理票制度を導入した場合、膨大な紙管理票が多岐に渡る関連事業者等間を送付・回付し保存されることとなり、その管理は実務上困難かつ多額のコストを要することが予想される。

このため、自動車リサイクル法においては、登録・許可を得ている各関連事業者が使用済自動車等の引取り・引渡しを行った際、一定期間内にその旨を指定法人「情報管理センター」に原則パソコンによる電子情報にて報告をし、情報管理センターがマニフェスト情報を一元管理（情報の集約・保存・行政機関への報告・関係事業者による閲覧への対応等）する制度を採用することとした。各関連事業者等が使用する共通システムを新たに構築することとする。

これにより自動車リサイクル法の本格施行時からは、電子マニフェスト制度がカバーする範囲については、既存の廃棄物処理法の産業廃棄物管理票の制度の適用はなくなり、また、自主的取組みである使用済自動車管理票制度については廃止することとなる。

電子マニフェスト（移動報告）制度の主たる機能は、以下の通り。

使用済自動車等の適正な引取り・引渡しの確保（不法投棄等の防止）
リサイクル料金等の支払いのエビデンス
関連制度への情報提供
使用済自動車に関する統計情報の整備

使用済自動車等の適正な引取り・引渡しの確保（不法投棄等の防止）

- ・自動車リサイクル法においては、使用済自動車等の不法投棄等を防止し確実なりサイクルを図るため、引取業者・フロン類回収業者を登録制、解体業者・破碎業者を許可制とし、当該関連事業者に対し使用済自動車等の引取・引渡義務が課せられているところ。
- ・かかる制度に実効性を持たせるため、使用済自動車1台ごとにつき、その引取・引渡の実施状況を情報管理センターが常時把握し管理することとする。

リサイクル料金等の支払いのエビデンス

- ・自動車製造業者等は、フロン類・エアバッグ類・自動車破碎残さ（ASR）を引き取った際資金管理法人に対し、当該3品目のリサイクル料金の払渡しを請求することが可能となるが、その際自動車製造業者等が確実に引き取ったことのエビデンスとして電子マニフェスト情報を活用することとする。
- ・フロン類回収業者・解体業者がフロン類回収料金・指定回収料金（エアバッ

グ類に関するもの)の支払いを自動車メーカー等に請求する場合も同様。

関連制度への情報提供

- ・自動車リサイクル法において、最終所有者に使用済自動車を引取業者に引き渡すインセンティブを付与すべく自動車重量税の還付措置を創設したところ。解体の事実の確認及び還付額の計算にあたって電子マニフェスト情報を活用することを想定。
- ・また、改正道路運送車両法においても永久抹消登録又は一時抹消登録後の解体届出等の要件として、解体の事実を電子マニフェスト情報により確認することが想定されているところ。

使用済自動車に関する統計情報の整備

- ・情報管理センターは、毎事業年度毎にファイルに記録されている事項を集計し、使用済自動車等の引取り・引渡しの状況を国に報告することとなっているところ。また、フロン類の再利用情報等についても情報管理センターが一定期間毎にフロン類回収業者から定期報告を受けることとなっている。

2. 電子マニフェスト(移動報告)制度の概要

電子マニフェスト(移動報告)の起点

- ・引取業者は、使用済自動車の引取りを求められたときは、当該使用済自動車についてリサイクル料金が資金管理人に預託されているかどうかを確認し、預託がなされている場合には正当事由がない限り当該使用済自動車を引取り、当該引取の報告を行うことで電子マニフェストをスタートする。

引取・引渡報告

- ・各関連事業者等が使用済自動車等(使用済自動車、解体自動車(廃車ガラ)、フロン類、エアバッグ類、ASR)の引取り・引渡しを行った際、一定期間内に引渡元・引渡先の氏名又は名称、当該使用済自動車等の車台番号その他の情報を情報管理センターに報告する。

確認通知・遅延報告

- ・関連事業者からの引取・引渡報告が一定期間内に行われなかった場合、情報管理センターから最後の報告を行った業者にその旨通知を行って状況確認を求め(確認通知)、さらに一定期間経っても引取・引渡報告がなされない場合、その旨を登録・許可権者である都道府県知事(又は保健所設置市長)に情報管理センターが報告する(遅延報告)。
- ・都道府県知事(又は保健所設置市長)は、この遅延報告をもとに関連事業者に対して必要な措置を講ずべき旨の勧告・命令等を行うことができる制度となっている。

閲覧

- ・関連事業者等は自らが取り扱った使用済自動車等の電子マニフェスト情報の閲覧が可能(閲覧可能な具体的内容については、個人・企業情報保護の観点及びシステム上の負荷等を踏まえることが必要)。使用済自動車を引取業者に引き渡した最終所有者も引取業者に照会することなどにより、当該使用済自動車の状況を確認することが可能となっている。

移動報告（電子マニフェスト）

情 報 管 理 セ ン タ ー

パソコン等を用いて電子情報として報告する（手数料を支払えば例外的に書面でも可能）

使用済自動車引取実施報告

使用済自動車引渡実施報告

使用済自動車引取実施報告

(A) フロン類引渡実施報告

使用済自動車引渡実施報告

使用済自動車引取実施報告

(B) エアバッグ類引渡実施報告

解体自動車引渡実施報告

解体自動車引取実施報告

(C) 自動車破砕残さ引渡実施報告

(a) フロン類引取実施報告

(b) エアバッグ類引取実施報告

(c) 自動車破砕残さ引取実施報告

引 取 業 者

フ ン 類 引 取 業 者

解 体 業 者

破 砕 業 者

自動車製造業者等

自動車所有者

車台番号等を記載した書面を交付

使用済自動車

使用済自動車

使用済自動車

解体自動車

自動車破砕残さ

エアバッグ類

フロン類

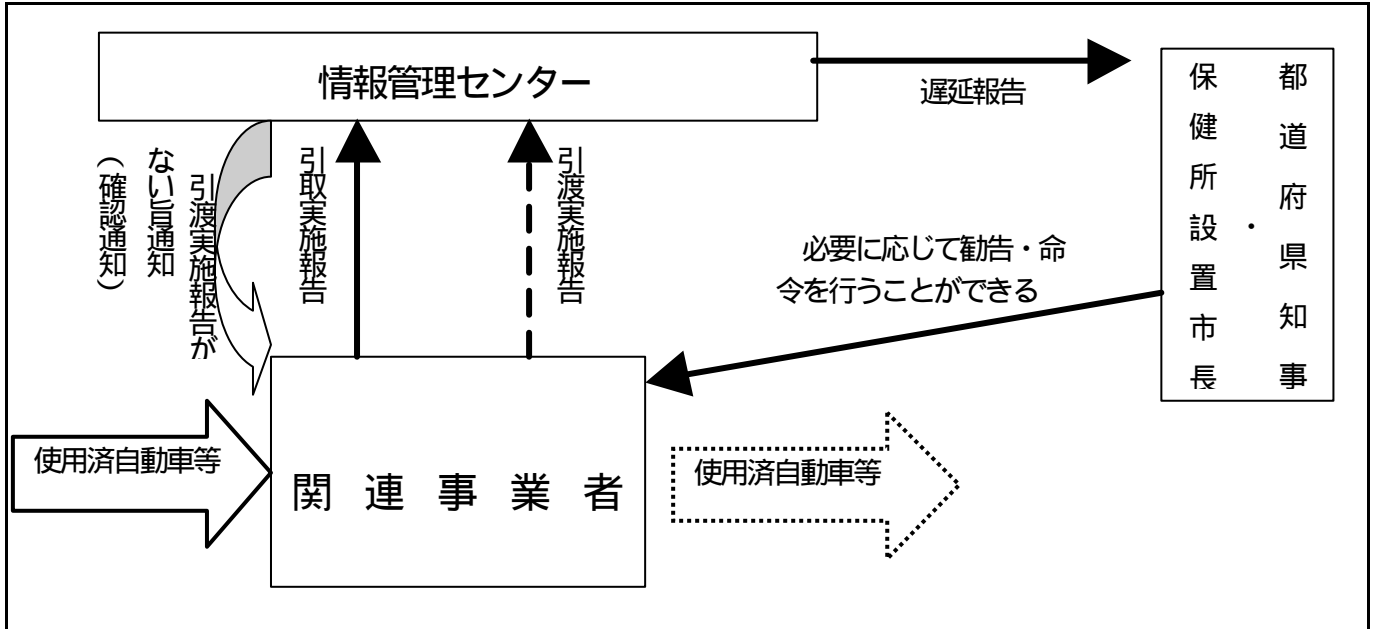
遅延報告について

引取後引渡実施報告に係る遅延報告（法第88条第4項）

「引取実施報告」がなされた後、一定期間内に「引渡実施報告」がない場合には、情報管理センターは「引取実施報告」を行った者に対してその旨を通知する（確認通知）

上記通知を行ってもなお一定期間期間を経過しても「引渡実施報告」がない場合には、情報管理センターは知事等に引取り又は引渡しが適正に行われていないおそれがある旨等を報告する（遅延報告）

知事等は、必要に応じて関連事業者に対して必要な措置を講ずべき旨の勧告・命令を行うことができる。

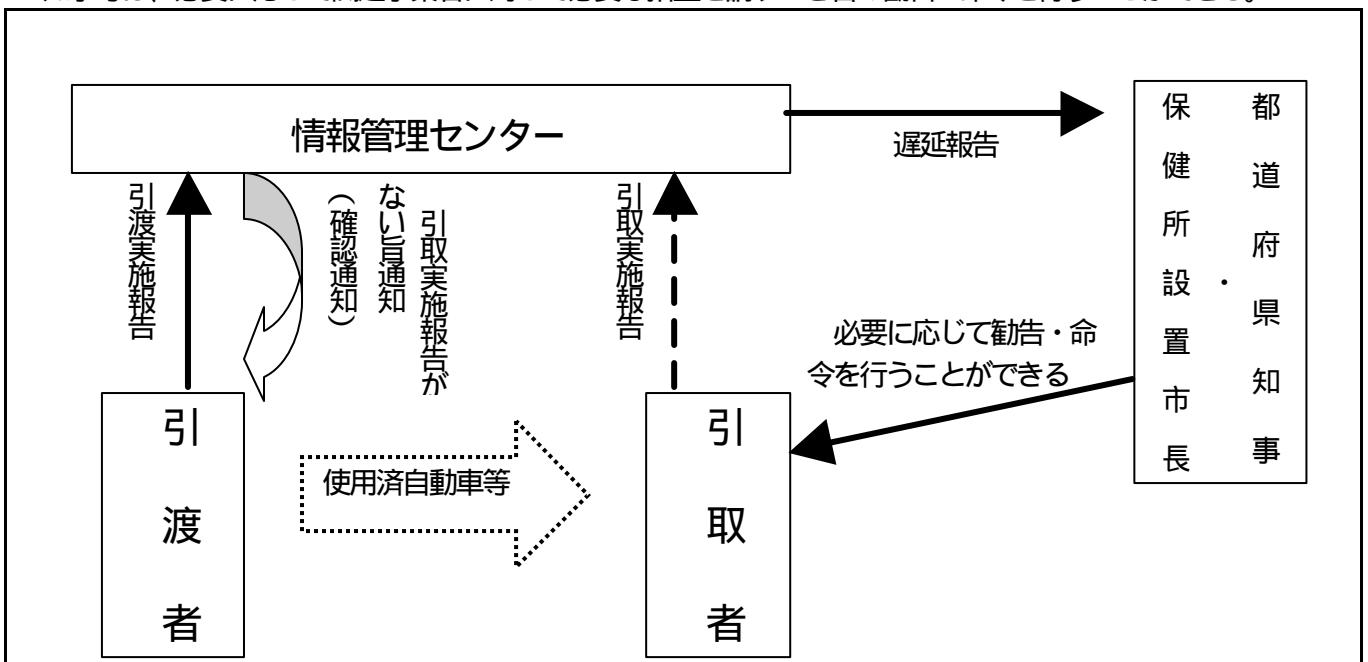


引渡後引取実施報告に係る遅延報告（法第88条第5項）

「引渡実施報告」がなされた後、一定期間内に「引取実施報告」がない場合には、情報管理センターは「引渡実施報告」を行った者に対してその旨を通知する（確認通知）

上記通知を行ってもなお一定期間期間を経過しても「引取実施報告」がない場合には、情報管理センターは知事等に引取り又は引渡しが適正に行われていないおそれがある旨等を報告する（遅延報告）

知事等は、必要に応じて関連事業者に対して必要な措置を講ずべき旨の勧告・命令を行うことができる。



～電子マニフェスト(移動報告)制度を中心とした自動車リサイクル関連情報システム概念図～

